

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 8 月 21 日

岐阜市長 細江 茂光

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

合渡、方県、黒野、木田、西郷、七郷、網代、山県、巖美、春近
長良、常磐、岩野田、三里、鏡島、市橋、日置江、鶉、芥見、岩
北長森、日野、鷺山、則武、島、南長森、茜部、厚見、本荘、柳津

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

別表記載のとおり

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

別表記載のとおり

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

変更無し

5. 農地中間管理機構の活用方針

変更無し

6. 地域農業の将来のあり方

変更無し

7. 協議の場を廃止した区域の範囲

加納